

「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」（昭和 36 年 11 月 25 日自車第 880 号）の一部を改正する通達 新旧対照表

昭和 36 年 11 月 25 日付け自車第 880 号

改正 平成 29 年 12 月 13 日付け国自環第 138 号、国自整第 214 号

新	旧	
自動車検査業務等実施要領	自動車検査業務等実施要領	
目次 (略)	目次 (略)	
第 1 章 総則 (略) 第 2 章 職権による打刻等 (略) 第 3 章 自動車の検査 (事務関係)	第 1 章 総則 (略) 第 2 章 職権による打刻等 (略) 第 3 章 自動車の検査 (事務関係)	
3-1~3-4-19 (略)	3-1~3-4-19 (略)	
3-4-20 備考欄は、次表左欄に掲げる自動車について、同表中央欄の記載事項を同表右欄の記載例により記載するものとする。また、その他検査に必要な事項については必要に応じて記載するものとする。なお、電子情報処理組織により記録できないものにあっては自動車検査記録簿(乙)（第 4 号様式による。）を作成するものとする。	3-4-20 備考欄は、次表左欄に掲げる自動車について、同表中央欄の記載事項を同表右欄の記載例により記載するものとする。また、その他検査に必要な事項については必要に応じて記載するものとする。なお、電子情報処理組織により記録できないものにあっては自動車検査記録簿(乙)（第 4 号様式による。）を作成するものとする。	
記載をする自動車	記載されるべき趣旨	記載例
1. ~39. (略)		
(注) 20. の記載事項は、初めて検査証を交付する検査時に確認したものを記載する。 なお、平成 28 年騒音規制適合車の近接排気騒音値は、公的試験機関又は自動車製作者等（消音器の改造を行う場合を除く。）が発行する加速走行騒音試験結果成績表の提出があった場合は、加速走行騒音試験結果成績表の近接排気騒音値とし、消音器に細目告示別添 112「後付消音器の技術基準」Ⅱに基づく性能等確認済表示があつた場合は、表示に記載された近接排気騒音値とする。それ以外の場合であつて、指定自動車等にあっては自動車型式認証実施要領別添 1、別添 2 若しくは別添 4 の別表、共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領の別表又は輸入自動車特別取扱制度別紙の別表に掲げる諸元表の近接排気騒音値とし、指定自動車等以外の二輪自動車（側車付二輪自動車を除く。）にあっては、協定規則第 41 号の規則 6. 1. 1. に基づく車体表示の近接排気騒音値とし、指定自動車等以外の自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピ	(注) 20. の記載事項は、初めて検査証を交付する検査時に確認したものを記載する。 なお、平成 28 年騒音規制適合車の近接排気騒音値は、公的試験機関又は自動車製作者等（消音器の改造を行う場合を除く。）が発行する加速走行騒音試験結果成績表の提出があつた場合は、加速走行騒音試験結果成績表の近接排気騒音値とする。それ以外の場合であつて、指定自動車等にあっては自動車型式認証実施要領別添 1、別添 2 若しくは別添 4 の別表、共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領の別表又は輸入自動車特別取扱制度別紙の別表に掲げる諸元表の近接排気騒音値とし、指定自動車等以外の二輪自動車（側車付二輪自動車を除く。）にあっては、協定規則第 41 号の規則 6. 1. 1. に基づく車体表示の近接排気騒音値とし、指定自動車等以外の自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピ	

<p>則 6.1.1. に基づく車体表示の近接排気騒音値とし、指定自動車等以外の自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに大型特殊自動車を除く。）にあっては、次に掲げる書面に記載された近接排気騒音値とする。</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>3-4-21~6-8 (略)</p> <p>別表第1～別表第2 (略) 第1号様式～第6号様式 (略) 別添1～別添2 (略)</p>	<p>ラ及びそりを有する軽自動車並びに大型特殊自動車を除く。) にあっては、次に掲げる書面に記載された近接排気騒音値とする。</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>3-4-21~6-8 (略)</p> <p>別表第1～別表2 (略) 第1号様式～第6号様式 (略) 別添1～別添2 (略)</p>
--	---

附 則 (平成 29 年 12 月 13 日国自環第 138 号、国自整第 214 号)

本改正規定は、平成 29 年 12 月 13 日から適用する。